

聯合國總司令部最高指揮官

一九四六年五月七日

A P O 五〇〇

A G 三七〇〇五 (七 M a y 四六) G C (S O A P I N I 九二七)

日本帝國政府ニ対スル覺書

東京中央渉外局經由

題名引湯

一本覺書ハ

太平洋米國陸軍總指揮官

太平洋地区總指揮官

中國陸軍大元帥

東南亞細亞管区最高指揮官

濠洲軍總司令官

(安当ナル協定締結アリタル場合ノ)ソビエツト極東軍總司令官ノ軍管轄下ニ於ケル地域ヨリノ日本國籍ヲ有スル者

ト從來中華民國、臺灣、朝鮮及琉球ニ本籍ヲ有シ日本ニ於テ所属  
解除トナリシ者ノ引揚歸國ヲ規定セル基本的指令デアル

二、附屬書其八ニ收録シテアル覺書及ラチオ放送ニ依ル今迄ノ指令ハ、  
本指令ニ依ツテ無効トナル

三、今後、実施ニ関スル限り上記第一項ニ掲ゲタ地域カラ及地域ヘノ引  
揚ニ関シテハ、総テノ指令ヘ、本覺書ノ追加又ハ修正ノ形式ニ於テ  
テ日本帝國政府ニ対シテ變セラレル

四、且本帝國政府ハアメリカ第八軍司令官ノ監督下ニ本覺書附屬書指令  
ヲ実施スル

最高指揮官代理

A G D 代將、副官

ビー。エム。フイツチ

## 附屬

附屬書其一 前日本占領地ニ於ケル日本人國籍者ノ引揚及日本ヨリ  
ノ日本人以外ノ者ノ引揚ニ関スル一設規定

附屬書其二 引揚通稱ニ在ル引揚者ノ日本ニオケル集合地

附屬書其三 日本へノ及日本ヨリノ引揚

附屬書其四 繪典及繪談

附屬書其五 医療衛生措置

附屬書其六 通賞、証券、其他ノ書類並ニ所持品

附屬書其七 雜項

附屬書其八 取捨事項

聯合國司令部及高指揮官

一九四六年五月七日付日本帝國政府ニ対スル賞書 F.I.L. A.G. 三七〇〇

五 (七四六) GO (SOAPIN 一九二七) 題名「引揚」ニ因スル

附 属 書 其 六

遺賞、有價証券及ビ其他ノ証券並ビニ財産

一、厚生省ハ日本ニ帰ツテケル日本人、並ビニ幾々ノ母國ニ帰ル中國人、台湾人、朝鮮人及 球人ヲ処理スルニ三ツテハ次ノ手続ヲ実行スル。

二、日本ニ帰ツテケル日本國籍者ヲ処理スルニ際シテハ日本帝國政府

ハ

a、左記ノ遺賞及日本政府公債ヲ日本ニ持チ込ムニトヲ許可スル

コト

(1) 次ノ金額ノ日本銀行円遺賞及 B 号補助遺賞

(a) 將 校 一 校 高 額 五 百 円

① 下士官及兵 — 最高額二百円

② 一般民 — 最高額一千円

(2) 右ニ、(1)ニ規定シタ限度ノ内通貨ニ代ルモノトシテノ北支ニ於ケル乗船港ノ復興監督省が発行シタ日本内交換証明書及閉鎖埠ニ於イテ発行サレタ正当ナル証明アル内通貨受領証。

(3) 右ニ、(1)項ニ規定シタ限度ノ内通貨及ビ交換証明書ニ代ルモノトシテノ内支示日本政府公債

※日本陸海軍属ヲ含ム。

b、總テノ引揚者ガ持込ム内通貨、交換証明書、乃至ハ日本政府公債ニ加ヘ日本人存貯ニハ暫時拘禁中支拂ハレ又ハ貯蓄サレタ類ニ等シイ追加額ノ持込ヲ許可スル。

o、交換証明書及証明アル領收証(前記ニ、(1)項参照)ヲ一対一ベリスデ日本銀行通貨ニ交換シ、カク交換サレタ交換証明書ハ更ニ聯合國最高指揮官ノ指図ガアル迄、安全ニ保管スル。持込ヲ許

サレタ日本銀行通貨及日号通貨ト、下記添テ何等カノ交換ニ依ツ  
テ持ラレタ代リ金ノ台計トハ前記ニ示シテノ限度ヲ超過シテハナ  
ラナイ。

(2) 日本ニ持込マレタイカナル外貨

トナイガ、朝鮮銀行、台湾銀行及ビ滿洲中央銀行發行通貨ヲ含ム

キ交換シテハナラナイ。引揚者ニヨツテ日本ニ持込マレタカ

カル通貨ハ総テ銀々ノ受取引換<sup>ト</sup>以上ゲラレ、聯合國救高指揮官

カラ更ニ指凶ガアル迄安全ニ保管サレル。右ハ一九四五年十二月

十三日付聯合國救高指揮官覚書第三項B.II.A.G.一三三(B.D.E.O.四五)

B.B.B. F.I. 題名「日本人引揚者ヘノ救済支拂」ヲ修正乃至ハ無效

トスルコトニ解釋サレテハナラナイ。

d、左ノ財産証書ハ日本ニ持込ムニトヲ許可スル即チ左掲ノ如シ。

1) 日本、朝鮮、台湾、滿洲及北支ニ於イテ日本円ヲ以テ発行サレ

タ日本郵便貯金制度ノ郵便貯金通牒

(2) 簡易保險証券及ソノ他日本ノ会社発行ノ保險証券

(3) 日本ニ於ケル金融機關発行ノ銀行預金通帳

(4) 日本海軍野戰郵便局貯金通帳

(5) 中國引揚者ノカメニ四預金ニ對シテ在支橫浜正金銀行ノ発行シテ四隣送金受領証。

但シ如何ナル人ニ依ツテ携行サレタ送金受領証デモ四通貨、交換證明書及ビ(又ハ)日本政府公債ト加算シタ場合ノ総額ハ前記ニ(2)項ニ規定サレタ額ヲ超過シテハナラナイ。

●、衣類及個人ノ價值アル所有物ハ所有者ノミガ携行スル事ヲ許可スル。コレハ各人ガードキニ持運ブコトガ出來ル分量ニ限定サレルコトナル。

① (1) 個々ノ領收証引換ニ取上ゲルノハ

(2) 前記ニ(1)項ニ規定シタル限度ヲ超過シタ総テノ通貨乃至六通貨ト(又ハ)交換證明書、送金受領証、日本政府公債

トノ組合セ及ビスベテノ外國通貨（前記ニ。②項参照）

(b) 金貨若クハ銀貨

(c) 金、銀又ハ白金ノ地金若クハ地金ノ形ヲシタソレテノ合金

(d) 小切手、送金爲替、爲替手形、債券、約束手形、支拂指圖

書、譲渡指圖書乃至ソノ他ノ財産証券但シ前記ニaヨリニ

a 項ニ揚ゲタモノヲ除ク

(e) 代理權、委任狀乃至ハ其他日本内外ノ金銀上成ハ資産上ノ

取引ヲモタラスヤウナ許可書若クハ指圖書

(f) ソノ他右ニ特記シテナイガ負債ノ証拠トナルモノ若クハ財

産所有權ノ証拠トナルモノ

(g) 所有者以外ノ他ニ所有スル藝術品及ビ個人的貴重品並ビニ前

ニe 項記載ノ限度ヲ超過シタ個人ノ所有品

(2) 個々ノ領收証券引換ニ取上ゲラレタコレヲノ項目ノモノハ、聯

合國最高指揮官カラ更ニ指圖ガアル迄、安全ニ保管スベシ。



(1) 復員スル海外派遣軍ハ左ラ日本ニ携行シテ差支ナイ。

(a) 軍人ニ關スル從軍記録、昇級資料、賞與、勳章、給料、手当及ビ配給ニツイテノ後方勤務書類並ビニソノ他最終記録及ビ軍人軍属ノ除隊卷ヲ完成スルタメ必專ナ公文書類・個人ノ事項ニ關スル後方勤務諸規則並ビニ、諸手續ハコノ許可ニ包括サレケキル

(b) 編制成及裝備、部隊交代、司令及指揮者ノ交迭表

(c) 保健規則、病院記録及病息報告書

(d) 軍事裁判手續、逮捕監禁ノ記録、及ビ係争事件ノ綴

(e) 軍會計ニ限ラレタ財産目錄、豫算、領收証、公金仕拂金、決

濟金

(f) 復員並ニ引揚規則

(g) 各地ニ於ケル日本國籍者ノ人口調査

(h) 營ツテ軍属トシテ死亡シタ者ヘノ支給費清算ノタメ必要ナ公

文書

(1) 行方不明者及び脱走者一覽表

(2) 政府機關ノ印判

(2) 上記ノニ、(1)項カラニ、

(1)項ニ記載サレタ項目ハ乗船港

及下船港ノ然ルベキ当局ノ推谷ニハ對抗チキナイ。乗船港デ

乗船ガ終ツタ時ハ、コレラノ項目ノモノハ当地区聯合國司令

官指定者ノ管理下ニ、出発引揚船ニ積込マレル。該文書ノ指

定管理人ハ日本帝國政府監督下ニコレラノ書類ヲ移管シ最終

ノ整理ヲ終ヘルタメニ、出発港カラ発行サレタ委任狀及出港

認可証明書ヲ下船港ノ一定ノ当局者ニ提出スルコトトナツテ

キル。上記ノニ、(1)項ノ規定ハ政策目的ダト解釋サレテハナ

ラナイシ又出先聯合國司令官ガ、カカル書類ヲ必要アリト認

メタ場合ニハソノ地区ニ留保スルトイフ特権ヲ放棄スル意味

ノモノデナイ。

三、日本ヲ引揚ゲテ夫々ノ母國ニ帰ル朝鮮人、中國人及台灣國籍者及琉球人ヲ取扱フ場合ニハ、日本政府ハ

一、一人当リ一千円ヲ超過シナイ額ノ円通貨ヲ持帶スルントラ許可スルント

(1) 中國人、台灣人及琉球人ハ日本銀行通貨ヲ持帶スル

(2) 日本帝國政府ハ朝鮮國籍者ノタメニ一対一ペーシステ朝鮮銀行券ヲ日本銀行券ニ交換スル

ハ、朝鮮人、中國人ニハ通貨ノ他ニ左ノモノヲ持帶スルントラ許可スルント、即チ

(1) 日本ニ於ケル金融機關及ビ引揚先ノ國ニ於ケル金融機關ノ発行シタ郵便貯金通帳及銀行預金通帳

(2) 日本及ビ引揚先ノ國ニ於イテ発行サレタ保險証券

(3) 日本ニ於ケル金融機關ニ取出サレ又金融機關ガ発行シタ而モ日本テ仕拂ハレル小切手、爲替及ビ預金証書

●、衣類及ビ價值アル所有物ハ所有者ニノミ携行スルニトテ許可  
スル。結果トシテソレヲノ重量ハ一人当リ二五〇ポンド以内ニ  
制限サレル。日本帝國政府ハ、引揚予定ヲ遲ラセントナクンレ  
ヲノ追加荷物ヲ処理スルヤウ必要ナ手段ヲトル。

a (1) 個々ノ領收証ニ対シテ取上ゲル、即チ

(2) 前記三、a 項ニ述ベタ額ヲ超過スルスペテノ他ノ通貨及円通

貨・朝鮮人引揚者ガ携行シタ日本銀行通貨ハ全部棄金セラ

レ朝鮮銀行通貨トノ交換ヲ待ラレタ額ヲ超過スル額テノ額

ニ対シ個々ノ領收証ガ発行サレル。(前記三、a (2) 項及ビ一

九四六年三月三十日付聯合國最高司令官覽書 F 1 2 . A G

〇九一三一(三〇四六) H S B / F I ( B O A P I N I 八五四一 A )

地名「朝鮮引揚者ノタメノ通貨兌換」参照)

(b) 金、銀、若シハ白金ノ地金乃至ハ地金ノ形ヲシタソレヲノ

合金